

事 務 連 絡
平成29年8月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康
保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて
連絡したのでお知らせします。

事務連絡
平成29年8月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第287号)が公布され、平成29年9月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成28年3月4日事務連絡)を次のように改正し、平成29年9月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分112(1)に次のように加える。

③ リード一体型

B0021120103

2 別表Ⅱ区分133(14)に次のように加える。

③ オーバーザワイヤー型

B0021331503

3 別表Ⅱに次のように加える

192 経皮的胆道拡張用バルーンカテーテル

B002192

193 補助循環用ポンプカテーテル

B002193

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード			
001～111 (略)				
112 ベースメーカー				
(1) シングルチャンバ				
①・② (略)				
③ J-ロード型	B002	112	01	03
(2)～(7) (略)				
113～132 (略)				
133 血管内手術用カテーテル				
(1)～(13) (略)				
(14) 静脈弁カッター				
①・② (略)				
③ オーバーザワイヤー型	B002	133	15	03
(15)～(22) (略)				
134～191 (略)				
192 経皮的胆道拡張用バルーンカテーテル	B002	192		
193 補助循環用ポンプカテーテル	B002	193		

機能区分	機能区分コード			
001～111 (略)				
112 ベースメーカー				
(1) シングルチャンバ				
①・② (略)				
(新設)				
(2)～(7) (略)				
113～132 (略)				
133 血管内手術用カテーテル				
(1)～(13) (略)				
(14) 静脈弁カッター				
①・② (略)				
(新設)				
(15)～(22) (略)				
134～191 (略)				
(新設)				
(新設)				